

1 0 番 通告7番 10番議員、小田眞一です。

通告に従い、計画行政のあり方について質問いたします。

現在、本町には34にも及ぶ行政計画があるようです。そのいずれもが町政を適切に推進する上で必要なものとして策定された計画であろうかと思えます。中でも総合計画は最上位計画として位置づけられ、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成され、10年間にわたる長期的計画で、下位に位置する分野別の計画により、さまざまな施策や行政サービスを執行する上での根拠とされているものだと考えます。それゆえに、それぞれの計画の関連性、整合性は当然のこと政策実現のための財源確保、予算編成が適切になされる仕組みや検証による進捗管理、サイクルマネジメントが適切になされることが重要かと考えます。本町では、昭和44年度から大井町総合計画を策定してきており、直前の第4次総合計画、夢おい21プラン。そして現在、平成23年度からの第5次総合計画、おいきらめきプランが継続されており、来年度からは残りの5年間の後期基本計画に入ります。

大井町総合計画創設時の1969年は、地方自治法で基本構想の策定が市町村に対して義務づけとなった年であります。以来、45年間の長きにわたり、総合計画に従って町政を推進してきたわけであります。しかし、平成23年8月に地方自治法が改正され、市町村における基本構想の策定義務はなくなりました。つまり、総合計画には法的根拠がなくなったわけあります。そのために基本構想を策定するか否かが市町村の判断に委ねられることとなり、議会の議決の有無も含め基本構想策定する際の手続についても市町村が決めることとなったわけあります。

この基本構想に基づく総合計画は、半世紀近くの長きにわたった制度だけに、すっかり定着したかのような感もありますが、ほかの自治体の中にはこれを契機として基本構想のみを策定し、あとは個別計画で対応したり、また先行き不透明の時代にはもはや総合計画は不要として廃止するなど、新たな制度設計を再構築しているようであります。何ゆえに国は基本構想の策定義務を撤廃したのでしょうか。関連資料には次のようなことが挙げられていました。

人口の激減、少子化、高齢化、激変する社会経済情勢に対応するための国の制度の改正、それに伴う税源と財政の不安定化、それゆえに10年、20年という長期の計画は現実的でなくなり、事業や計画期間における整合性を図ることが困難になってきた。また、多大な労力と経費を費やして策定したにもかかわらず、あれもこれも網羅的、総花的で内容が抽象的になっている。計画策定自体が目的となっている。きれいに印刷された計

画書は山積み、多くの自治体職員は読んだことがない、住民は存在を知らないなどが挙げられており、言い換えれば総合計画の形骸化が指摘されています。2つ目は、単に施策の大綱を定めているにすぎず、例えば予算編成には直接的に影響を及ぼさないなど、実際の行財政運営の指針になっていないことなどがあります。また、3つ目には、法律により策定義務を課すことは、地方の自立を阻害する。同じ地方公共団体である都道府県や特別区には策定の義務がないなどのことが言われています。

また、既に総合計画の廃止を決議したある自治体では、市長の選挙マニフェスト任期4年と、計画期間が10年20年といった総合計画との整合性が図れないことなども廃止の理由の一つとされています。当町においても、基本構想に基づく総合計画を最上位計画として関連する下位の個別計画を定め、そのほかにも基本計画と同等と言える都市マスタープランや、障害者福祉計画、次世代計画といったさまざまな目的別計画が存在し、これらの行政計画数は、冒頭にも申し上げましたが、34本にもなっております。これらには、法律上規定された計画が多数あるようですが、計画策定は原則として自治体の独自の考えに基づいて策定され、その政策の実現を図ってきたはずであります。しかし、これらの計画が果たしてききに行政計画、十分に行政経営に活用しきれてきたのでしょうか。あるいは、内部評価にとどまっているだけで終わっていないのでしょうか。マネジメントサイクルはしっかりなされてきたと言えるのでしょうか。計画をつくることに大きな比重を置き、その完成を最終目標としてきた感がなかったのでしょうか。地方分権改革の進展で、自治体は自己責任で独自に政策を立案し、自己決定しそれに伴う説明責任を負わなければならない時代になってきたといえます。折しも国は地方創生構想を提唱し、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を求めてきております。社会状況、経済状況が激変する中、より現実的で戦略的な経営指針を持って、迅速に政策を実施し最短距離で最大の行政効果を出していく必要があるかと考えます。このようなことから、本町においても半世紀にわたって推進してきた総合計画と各種の行政改革のあり方をこの辺で一度見直して、行政計画のあるべき姿を再構築してはどうでしょうか。そこで、以下のことを通して町の考え方を伺います。

1、総合計画の目的、課題点について伺います。総合計画は何のために策定しているのか、そしてその目的を見据えたときこの計画形態に何らかの課題を持っているか否かをお聞きいたします。

2、各計画期間における整合と予算との連動性は確保されているのか。上位の総合計画の下位にあたる分野別計画での計画内容の整合と、それ

に伴う予算との連動性は確保されているのでしょうか。

3、各計画の検証と評価はどのように行われているのでしょうか。計画は策定するのは目的ではありません。マネジメントサイクルがしっかりとされていく必要があると考えます。その仕組みは確立されているのでしょうか。

4、大井町総合計画を堅持、継続するならば、条例化の必要はないのでしょうか。確かに大井町自治基本条例の第14条には、総合計画の策定が規定されています。しかし、総合計画策定の目的、手続、位置づけなどが全く示されておらず、この計画をもって総合計画策定の法的根拠とすることはいささか形式的といわざるを得ません。なぜなら、改正自治法で策定義務が削除された以上、改めて当町にとっての総合計画の必要性も含めて、総合計画の位置づけや、策定の目的、方法、議決方法など、行政計画のあり方を再構築し、全町民が共有するためにも条例により明文化しなければならぬと考えるからであります。

5、地方総合戦略策定はどのように進めるのでしょうか。総合計画との整合をどのように図っていくのか伺います。

以上のことを伺い登壇での質問とさせていただきます。

町長 通告7番、小田眞一議員の計画行政のあり方という御質問でございました。まさに34にも及ぶ町は行政計画を持つわけでございます。その最上段にあるのが総合計画であるわけでございますし、今、第5次総合計画というようなことで、我々取り組みその中で仕事しておるわけでございますが、44年に総合計画ができたというようなことでございますが、その前には新庁建設計画というようなものがありまして、合併後新たな町をつくるというようなことで、そういうものかと、いわゆる、我が国経済発展ともにこのような計画がつけられ、また国では国土発展をさせるために、一全総、二全総、三全総、五全総というようなそういうような計画を持った中できたわけでございます。まさに地方分権が進む中で、こんなに計画をいつまでも持たせられるということから、国は自治体を信用してないんじゃないだろうかというようなことを常々思うわけでございますし、また、福祉の高齢者の介護保険計画等はこれは持たなければ、絶対将来に対して、介護保険制度を堅持していく上においてつくらなければならない計画もあります。

また、場合によっては橋梁長寿命化修繕計画なんていうものもありまして、これをつくることによって、将来町の橋梁を補修する上で、補助金等の申請した場合補助金がつくと。こんな条例もあるわけでございまして、こんなことをつくるというものが、議員もそんなことがおっしゃりた

いんじゃないかなと思うんですが、計画づくりに町の業務が大きくそのところで労務分野の場合予算的なものも持っていかれているというようなことなんですね。私自身も非常に残念でありますし、まさにこんなに計画づくりといいますか、まさに言葉で言えば、計画をつくって計画倒れに近いんじゃないかなと思うんですが、こんなことがいつまでも続くようであったら、地方分権の意味もないし、また地方はこれから発展していかないんじゃないかなと思うように私自身も思うところであります。

しかしながら、その下位の計画も持たなければ、最低限持たなければならぬものがあるんじゃないかなと思うんですが、こんな状況であることが今日であり、毎年幾つかの計画づくり、計画の見直しをしている。またそれに大きな予算と労力がかかっているというようなことは、まさに小田議員御指摘のとおりであります。非常に地方分権が進む中、残念なことであろうかと思えます。そのような中で、現在の総合計画に関する状況について、簡潔に述べさせていただきたくてでございます。

議員御承知のとおり、かつては地方自治法第2条第4号に市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即しておこなうようにしなければならぬと規定され、総合計画の策定が義務づけられておりました。

しかしながら、地方分権の流れの中で、平成23年の地方自治法改正により規定が削除され、総合計画を策定するか、または議会の議決を経るかどようかは各自治体の判断によることとなりました。

大井町では平成21年に施行された大井町自治基本条例、第14条において、町はその将来像を示した総合的な計画を策定し、部門別計画と整合をはかりつつ、行政運営をおこなうよう努めなければなりませんとされているのに加え、平成20年に施行された大井町議会基本条例、第5条第1項に総合計画を議会の議決とする旨が規定されております。このため、本町では今後も引き続き議会の議決を経て、総合計画を策定していくこととなります。そんな考えであるのでございます。

そして1つ目の御質問でございますが、自治基本条例に町はその将来図を示した総合的な計画を策定するとあるように、中長期的な視点に立って、町政運用を行うことを目的としております。また、こうした計画的な町政運営を図ることにより、財政面においても効率的かつ効果的で維持可能な行政運用を行うとともに、広く町民の皆様と、町が目指す未来図を共有していくことを目的としておるわけでございます。

また、2点目の質問でございますが、各計画の立案する際には、総合計画

を基本として整合を図りながら策定をしておりますが、計画によっては新たな法令の制定改正を受けて、大きく制度、事業が変わるものなど、その時々为社会経済情勢の要請に応じて立案、策定をしております。そのため現行の総合計画には記載されていない施策、事業が各計画に含まれることがあります。総合計画における記載のあるなしが、各計画や事業の前提となると機微に応じた柔軟性を失いかねず、総合計画の存在が町政運営に硬直化をもたらすものであってはならないと考えております。予算との連動につきましても、年々予算の歳入額が変動することから、総合計画が目指す将来像を勘案しつつ、成長戦略に掲げた三つの施策を初めとする重点施策に対して、優先的に配分しながら、毎年度予算を組み立てておるところでございます。

三つ目の御質問でございますが、総合計画及び各計画に基づき、実施されている施策や行政サービスについては、毎年度、事務事業評価として、進捗状況の確認及び評価・点検を行い、次年度以降の事業展開へと結びつけているところでございます。また、個々の計画の検証、評価については、それぞれの計画の見直し時に、各審議会や各種会議の場において総括し、点検・評価をいただき、新たな計画に反映させているところでございます。

四つ目の御質問でございますが、冒頭答弁をさせていただいたとおり、既に条例により総合計画策定の義務づけがなされているところでございます。ただし、現在の基本構想、基本計画、実施計画の三層構造や、それぞれ10年、5年、3年とする計画期間のあり方については、社会情勢や住民ニーズ等、時代の動向を見ながら見直していく必要があると考えておるところでございます。

5点目の御質問でございますが、先に細田議員にも答弁させていただいたとおり、内容が総合計画との重複が多く、また、来年度中の策定が求められていることから、総合計画審議会の委員に総合戦略の検討委員を兼ねていただくようお願いし、合わせて国が求めますところの金融、メディア関係の委員を加え、総合計画と地方版総合戦略を同時に検討していく体制として進めていきたいというような考えでございます。

また、国の交付金の考え方でも示されておりますが、地方版総合戦略策定では、人口ビジョンや経済の動向などを含めて策定するため、策定経費として算定されたものでございまして、専門的な部分は委託しつつ、十分に研究し、実効性のある計画づくりに努めてまいらなければならないというように考えておるところでございます。

何はともあれ、やはり行政の一つの仕事の中で、革命的に変えていくというようなことも改革をしていくことも、これ大事なことでございます。

が、町民の皆さんには、それぞれのペースがありますので、やはり革命的に変えるというのであってもならないんじゃないかと思います。何をするかといいますと、行政というのは一つ連続性といいますか、連担性があるって行政があるかと思います。また、首長が代わったことによって、暴走しかねない面もあります。そういうような点から見ましても、総合計画の位置づけというようなものは、私はあるべき姿ではなかろうかなと思います。町を動かす上の一つの憲法のようなものであって、これが最上位法にあり、そして、それに従うところのいろんな計画を持ち合わせた中で町を運営しているというようなことでございます。

議員御指摘のように、不要に近いようなものもありますし、場合によっては補助金を将来受けるために作る計画等もあるというようなことも事実であります。この辺のところを今後も大きな課題になってくるのではなかろうかなと思いますし、当然、地方でも、いつもこんな計画ばかり作られているというようなこともあります。それと同時に、そういう計画を作る、いわゆるコンサルは、各省庁に根拠したつながりを持ったところもあるわけございまして、やはり国のいろんなまだまだ制度が古いというようなことによって、こういう制度を使わされている部分もあろうかというような思いでございます。今後ともこの辺のところは総合計画を持ち、そして、それに従うところのいろんな計画を持って、計画的に物事を進めることができたらと思うところでございます。

また、この縛りによって、暴走ができないというようなこともありますし、また、それは場合によっては時代遅れになってしまうというようなこともあるかと思いますが、遅れることなく、やはりこの計画に則って、一歩先に進むような行政運営に努めてまいりたいと、こんな考えでございます。

以上でございます。

- 1 0 番 私、冒頭、演説みたいになっちゃったんですけども、あくまでも私、基本計画をやめろと言うつもりはありません。まして、私は必要だと思っております。総合計画があつて、基本計画をやつて、実施していく。その計画をきちんと立てた中でやっていくことが一番いいことだなと思っております。

ただ、私が今回こういう質問をしたのは、自治法で削除された、法的根拠がなくなった。だけど、大井町の場合は23年に、もうその前に作っちゃってありますので、これはしょうがないですね、先に作ったんですから。それで、法に遡って根拠がないとは言っておりません。ただ現在は、法的根拠はないということだけなので、質問は何かと。今回なぜ国が策定根拠

となる法律を削除をしたのかということなんですね。やはり、ここで各地方自治体が自らで考えていかなきゃいけないと。また、そのきっかけを作るいい法律改正にもなるかなと思って質問した次第であります。

そこで、結論から言っちゃってはいけないので、一つ一つ細部にわたって質問したいと思います。よろしくをお願いします。

まず、その今回、撤廃された理由を町では受け止めた中で、何か対応を考えたのか。または、なぜ撤廃したのか。その辺の理由についてお聞かせください。

企画財政課長 当時、現在の職責ではありませんでしたので、詳しいことはお申し上げ切れないかもしれないんですが、少なくとも、総合計画の位置づけが変わったときに、こちらもその意識は十分持っております。その時点では地方自治法による義務づけがなくなるものですね。大井町自治基本条例において作成が義務づけられていると。最高規範という位置づけの条例ですから、その中で位置づけしようということとするんですけども、議会基本条例の5条の中にも、それを議決するというような規定がございます。ですから、それ以上、条例で定めることは必要ないというようなこと等の根拠で、特に自治法からの削除があっても、大井町は条例による総合計画の策定と、それを議決する議会の既決事項であるというふうな位置づけを決定しているという、そういう理解です。

その時点で、恐らく議会の皆様にもお諮りしているんじゃないかと思うんですが、ちょっとそれは定かではないんですが、全協辺りでの御説明をしているかと思います。これ、ちょっと正確じゃないかもしれませんが。

以上でございます。

副町長 ちょっと補足をさせていただきますと、地方自治法改正の段階で、私、法律案要綱はさっと読んだだけなので、あまりちょっと正確に覚えておりませんけれども、基本的には、先ほど町長が答弁したとおり、地方分権の流れの中で地方自治体にお任せをしますと、こういうのが法律改正の主な考え方だと、こう思います。

それで、小田議員さんが最初に、この計画は決して要らないんじゃないくて必要だとおっしゃっていただいておりますので、それについてはありがたいと思っておりますし、それは町長の公約でもありますから、きっちり作ってもらわなきゃ困ると思っておりますけれども、この計画を策定するには、やっぱりそれなりの下からの積み上げが全部できておるわけでございます、その積み上げができたもので、将来の大井町をどう持っていくかということ、その中で全部決めておりますので、それ時代の変化によって変更することはありますけれども、そういう意味では計画は

必要だと。

それから、実は議会の議決に付するか付さないかということは、これは議員さんにお決めいただくことなので、議会として議決案件にしないと言われれば、私どもは議案として提出します。例えば以前、総合計画が、市町村は基本構想を議会の議決をしないと言います。都道府県は議会の議決は要らないと、こう言っておったんですが、神奈川県議会では、議決は要らないけれども、神奈川県では議決をしないと言いますと議員さんからの御指摘がありまして、神奈川県では今でも総合計画は議決案件にしております。そういう意味では、これは議員さんの発議があれば、そういう取り扱いになっていくと、こういうふうに思います。

以上でございます。

- 1 0 番 いきなり法的根拠の話を言っちゃって、ちょっと私は話が先に進んじゃったなど。それはそこですかからかまわないんですけど、お尋ねしたのは、じゃあ、そっちを先にやっちゃいますけども、要するに、町は基本構想を作って総合計画を策定した中で今後やっていくという意志を表示されました。ところが、地方自治法では、もうその策定義務は、文書としては出ておりません。しかし、町は以前の法改正する前の法律に従って作った。作ったことに対して、それは堅持継続していくということになった以上、町のこの条例の中で、総合計画という名前を使ってもかまわないんですけども、総合計画という名前を使った中で、じゃあ総合計画というのは何なのかということ、ちゃんと明文化する必要があるんじゃないかと。というのが、もし今度、後期基本計画をこの5年間に向けて作るんですけども、これ基本計画、誰がどこでどうやって作るのかという質問しちゃうと、また話がややこしくなるんですけども、何とか審議会ってありますね。総合計画審議会、あそこは作成するところですか。どうなんですか。ちょっと確認したいと思います。

企画財政課長 おっしゃるとおり、総合計画を策定する委員会でございます。

- 1 0 番 そうしますと、総合計画を策定する審議会が、組織があつていながら、その審議会の条例見ました。何ら総合計画の内容には触れておりません。人選と何とか条に従って運営しますということで、総合計画とは何たるかをどこにも大井町は決めてないんですよ。そう私は理解しております。重要な条例だと思うんですよ。その下には幾つもの、さっき34と言いましたけど、その計画は全部、位置づけ的には総合計画のほうが下ですからね。そうしますと、それ一つ一つの法的根拠あるんですよ、国の決まりでこういう計画を作れ、そうしたらやるみたい。そういうそっちだけは法的根拠があるのに、一番肝心の総合計画は何ら規定されていないんです



よね。今現状、私の理解では。ただ作りますと言っているだけです、自治基本条例で。だから明文化して、総合計画は大井町は三層じゃなくて二層で作りますと。ただ基本構想は大事だと思いますよ。基本構想、町はどのような姿でやるんだということを、もう一応決まっているので、それはそのまま使っていると思いますけど、じゃあ実施計画は。基本計画って、だったら何か基本構想と同じようなことが、ただぶらぶらと書いてあるだけで、あれ何も頭に入っていないんですよ。当たり前のことしか書いてないですから。明るい町にしましょうというんだから、それは反対する人は誰もいないです。ですから、その基本計画なんていうものはやめちゃって、いきなり実施計画にするとか、そういったことをここで考えられたらどうかなってということで質問しているだけです。

ですので、その大井町の総合計画をきちんとかういう形にしましょうということ明文化して、それを条例に位置づけて、自治基本条例の中に、大井町総合計画はこういう形に従って作りますと。あとは何も変えることはないと思いますよ、自治基本条例は。そうしないと、大井町審議会も立場がないんじゃないですか、法的にそう言ったら。何も、ただ審議会を作っているけど、あの審議会、法的根拠がないので、もし問題になったら。と思うんですけど、どうでしょうか。

企画財政課長

自治基本条例の14条では、総合計画の目的を町は、その将来像を示した総合的な計画を策定しとなってございます。ですから、それが総合計画であるということで理解してございます。そして、それを議会の基本条例でも理解していただけていると思います。

ですから、最初の町長の答弁でも申し上げたんですが、特に形まで規定しなくても、というか規定できないような今状況になっていますので、そのときの社会情勢であるとか財政状況だとか、いろいろ変わってくると思います。今までの10年の基本構想のスパン、そして5年ごとの基本計画というような形だと、必ずしも実情に合っていないというか、確かにおっしゃるとおりです。

それで、次回の次の第6次を作るときには、当然そこは話題になると思います。総合計画審議会の中で。実際、その5次を作るときも、どういう形の計画にしようかという話題になっております。ですから、例えば、その町長の任期である4年をスパンとした計画にしたらいんじゃないかとか、そういう話題にもなっているそうです。それで、要するに自治法では、基本構想を作りなさいよというだけです。その下の作り方というのは、各団体で自由だったわけです、今までも。少なくとも、5次でも、そういう話し合いの中で、じゃあ従来どおりのやり方で、基本構想、基本

計画、実施計画というような三層構造にしていきましょと、そこでの統一ができたということで、今の形になっております。

ですから、現在の第5次総合計画が終了して、第6次を作るときには、当然その話し合いがあります。そのとき、4年がいいのか、あるいは10年がいいのか、じゃあその間の7年がいいのかって議論をしていただけます。今、条例で、それを決めちゃっておくと、やはり柔軟性っていうのがなくなってきてしまいますので、私としては、このままの形で、要するに、自由な期間設定ができる、あるいは自由な内容設計ができるような形で、少なくとも、その総合計画は議決事項で、今までどおりの形でやっていきますというところがいいんじゃないかと理解しております。

1 0 番 今、おっしゃっていた、そういうのを作ってほしいとか、そういうことじゃなくて、考える必要もあると申し上げたつもりです。

それでは、議会基本条例の第5条と第6条で、その重要政策の審議等は決議事件で、確かにうたっております。これは、だって23年に改正された自治基本条例、それと同時かその前で、多分その辺のことも分からずにやってしまったと。町の自治基本条例もそうですし、それを今になってすぐに直せなんて、私もそんなこと言うつもりは毛頭ありません。要するに、別に策定、根拠はなくても、計画は終了するまでの間は十分根拠はあるんです。要するに、法ができて以降、法が改正されちゃったっていうことも、法も不遡及の原則というんですか、遡及しないということで、後から決まった方針に従わなくても前の方針に従えばいいんだという、そういうことにもつながるんで、今は何も法的根拠がないからどうのこうのと言うつもりは毛頭ありませんのでいいんですけども、私が言いたいのは、第6次を作るに当たっても、全く同じように、先ほど課長さんから、考え直したと、場合によったら2年、3年とか、町長の任期に合わせるっていうふうな言い方をされました。この後、その辺もちょっと触れようと思っていたんですけども、そういった意味で考えて、大井町の総合計画はどういう形にしたらいいのかということを考えてほしいということで、今回、一般質問をしたわけでありまして。御理解いただけたかなと思いますけど、今後、この総合計画を協議していくということですので、ぜひその辺を考えて。それ言っちゃあ私の質問終わっちゃうんで、それを考える手順みたいなことを、これから一つ一つ、まだ時間ありますのでお聞きしたいと思いません。

一番最初、副町長がお答えする前に私が質問したのは、なぜ撤廃されたんだという質問をしたんです。国は、なぜ作成をすることを撤廃したのかと。そのことについて、理由をどのように考えていますかということをお聞きしたいと思いません。

純に聞いているだけなので、お答えをお願いします。

企画財政課長 副町長が申し上げたように、地方分権を説明の上で、国としては必要性がなくなってきたということですね。それで、地方からも、そういう声が上がっていったんじゃないかと。ただ、大井町としては、特にこのところに関しては、何ら意見を恐らく持たなかったでしょうし、そこまで突き詰めて議論もされてなかったと思います。

1 0 番 要するに、撤廃されたからといってどうってことはない。どうってことはないという言い方おかしいんですけど。

それでは次の質問に入ります。現状もそうですけども、めまぐるしく国の制度とか、いろんな仕組みが変わる中で、人口減とかそういうものも先ほどもお話ししましたけれども、総合計画が大井町の場合は10年ですけども、よその町は20年とかいうところもあるんですけども、この10年間という、ある意味長いスパンの中で、事業とかそういったことに対して、その事業計画期間の整合性を図るという意味では、今まで大変だなとか、うまく整合性図れないけど、まあいいやとか、そういった経験というか感想はお持ちでしょうか。整合性ができたかどうか。

企画財政課長 整合性ができていたかどうかといいますと、必ずしも、その目標に掲げたものが全て実施されたという感はございません。やはり計画というのは、夢を書くところがございますので。要するに、現実を決めていくだけであれば、何らそんな計画は必要もない話で。要するに、町民あるいは住民に夢を持っていただけるような将来のあり方みたいなものを作るのが計画であると思います。それに向かって、いかに努力していくか、そういう意味の目標設定というのがあると思います、一つの意味としては。ですから、100パーセントそれを執行する、完成させるというのは、ある意味それは夢のある計画じゃなくて、単なる実施計画というような、そういう目先の計画に終わってしまうと思います。そういう意味では、必ずしも100パーセント、そういうものはしないというのが現状だと思います。

それで、その三層構造になっているというのは、やはり議員おっしゃった大きな目標で、具体的でないものは一番大きな構想に入って10年の目標と。ある程度、5年ずつに区分して、少し具体的な事業になってきます。さらに、その具体的なものから基本計画や実施計画に落として、さらに、もう3年のスパンであれば、ほとんど予算に近いような内容になってくるんですけども、その辺になってくると、かなり事業が達成できたかどうかというような段階になってきます。それで、我々も、その事業評価を、行政評価をするんですけども、実施計画の段階でぶら下がった事業を、要するにどういう評価をするかということをやっておりますし、それは公

表する。ですから、それも自治基本条例の中に事業評価をして公表するというような規定に基づいてやっていることです。

以上です。

- 1 0 番 分かりました。あと、23年に策定義務は撤廃された理由の中に、俗な言い方をしますと、形骸化だって言われていると思います。作ったはいいけど積んでいるだけだとか、ほとんど知らないとか、職員も見たことあるけども中身は余り見てないとか、余り意識してない、総合計画の基本構想とか、そういうのはさらっと一回読むだけです。実際、そういう単独の課で持っている計画を推進するに当たって、総合計画等の中にすり合わせとか整合性を持たせて、計画を持って事業を本当にやっているのかというのは、ちょっと私たちには見えないので質問したんですけども、その形骸化っていう言葉を使っていた、使われているんですけども、私の読んだ新聞の中で。今までの話聞いたら、そんなことはないって一言で答えは終わると思うんですけど、率直なところ、本当に今現状の総合計画が具体的に事業をやっていく中で、どれだけ役に立っているのかなということを知りたいんですけども、いかがでしょうか。

企画財政課長 今回、町長が冒頭、施政方針と予算の概要ということで申しあげております。その施政方針の組み立ては、総合計画の三つの成長戦略、あと五つの目標と、それに、あと他の主要な目標に沿ってやったのを御説明申しあげています。ですから、その総合計画、形骸化しているところは、段階によってあるかもしれないですけども、大井町の場合は、予算の組み立て自体が総合計画に沿ってできています。説明も、そういう形でできます。それで、そうさせていただいています。ですから、当然、全てを網羅しているかっていったら、まだ検討の途中であるとか、実施傘下に入っていないものは予算には出てきませんが、少なくとも、その年度に行う事業は、全て総合計画の下に下がっているというような形にはなっております。

町長 いろいろな事業を進める上で、やはりそれぞれの担当部署において、総合計画は意識した中で事業に取り組んでおるといように私自身感じております。私も、場合によっちゃあ総合計画なんかなかった方がいいなと思うようなことあるんですね。町長、総合計画にないことを突然おやりになるんですかと言われて、幾つか躊躇したような事案もあるわけでありまして、そういう点においては、職員が、やはりその総合計画と照らし合わせながら、事業の進捗、また確認だとか評価等も行っておるといようなこととございますし、そういうようなことの中で、いろいろな手法を持った中で、それらを点検しておるといような事業の取り組みをしているといようなことを、私自身もそんな中でやっているといようなこと

とは、常日頃の政策推進会議等で確認でき得ることでございます。そのところに縛られて行政が停滞してはいかんというようなことは、常に片一方で思っておるところでございます。

1 0 番 分かりました。

それでは、もう一つの関係する中で、その総合計画と選挙マニフェストの関係についてお伺いします。

市町村長選挙における選挙公約、いわゆる選挙マニフェストに対しては、昔と違って、かなり住民の目線は違ってきているなど感じております。昔は、選挙でそんなこと言ったけど、まあいいじゃないかというところが結構あったような気はするんです、私個人としては。ところが最近、選挙でああいうことを言ったのに何でやらないんだと、このように市町村長の政治生命に関わる重要な立場というか、そういう一つになっているのが選挙マニフェストだろうと思います。町には総合計画や実施計画、後期基本計画の中には基本計画はあるんですけども、町長が選挙で言ったマニフェストを、その中にどう取り入れていくのか。

昨日、鈴木議員と伊田議員からもありました、マニフェストをどうするんだと。それで、町長の答弁は、入れ込んでいくと町長は答弁しております。基本計画は町長が作るものだと。先ほど、誰が作るものですかと言ったのは、そういう意味もあります。基本計画そのものに、まず先ほど言ったように、当たり前のことしか書いてないので、どの項目に入れるかは、どういう言い訳があっても入っちゃいます。今、町で、例えば極端な話ですよ、変なことをやろうとしない限り、核兵器を大井町は持ちましようと言ったら、こんなの誰も支持しません。だけど、ある程度の一般的に、町民が、こうあってほしいということを町長が言ったら、もう黙ってどこにも入っちゃいますよね、基本計画というのは。何も悪いこと書いてないんですから。そういう意味で、そういう論法も成り立つとは思いますが。だからこそ基本計画があっても何ら問題がないのかもしれない。

ですから、その町長のマニフェストを、今後、基本計画の中に入れていくという答弁があった以上、その辺のことをどう考えておられますか。先にまた言っちゃったんですけど。

企画財政課長 当然、町長の発言は実現させなくちゃいけないので、具体的なその表し方は、まだこれからですけれども、いずれにしろ計画の中には入れていかななくちゃいけないと理解しております。

以上です。

町長 そういうような課長は答弁をしましたが、やはり公約だからというようなことで、360度方向転換をするようではあってはならないん

じゃなからうかなと思うんですね。

ですから、この間、エアコンをつけるかつけないか、住民投票をやった自治体があるわけですが、ああいうことを避けるために、一つの総合計画なりが、私はあるんじゃないかなと考えて、ああやって市民を混乱させるような状況を作る。まして議会制間接民主主義でやっているのに、何でエアコンつけるかつけないかで直接民主主義をやらなきゃいけないんだと。実際に機能として、結構問題じゃないだろうかと。ああいうふうな一つの暴走を止めるだとかという機能もあろうかと。それは、たとえ私が選挙公約をしてきても、やっぱりでき得ない、やってはならないものもあろうかと思えます。今、選挙をやりますと、退職金は要らない、給料は削減する、それで1年で戻しちやったりしてね。4年間続けりゃいいんだけど、1年だけで戻した人は、みんなこの辺だって多かった。そんなできない公約をしてくる人あるわけですよ。それから、給食費ただ、幼稚園ただ、保育園ただ。これ、やはり公約だからってできるわけじゃないわけですよ。公約だから何でも入るってということじゃ、私はないと思えますし、そここのところが、やはりきちっとある面で守られていくのが、基本計画、また実施計画等であるんじゃないかなと思うように思えます。やはり、首長の、執行者の暴走の歯止めを止めるのも、私は総合計画の一つじゃないかなと思う。そんなものがなければ、でたらめな選挙公約で当選してくる首長があるわけですよ。ですから、やっぱりそういう意味じゃあ、私にとっては暴走を止める一つのものだと、防御するものだというような認識も片一方では持っています。

1 0 番 本当にそう思います。そういった意味も含めての質問ですけども、町長任期4年ですよ。今、基本計画は5年5年で10年です。昨日の一般質問でちょっと気が付いたのは、町長はパークゴルフ場じゃないかな、ちょっと忘れちゃったけど、どういう計画ですか、予定ですかって聞いたら、7年後に実現するだろうっていう、何だったかな、道路か。道路は、それはいいとしても、要するに、町長は4年間の任期を前提にして考えると、よく言われるのは、4年目に実現するんだと。そうすると、その辺の基本計画との年数の違いっていうのが、今後、大井町がこの基本計画を作っていくときに、年数の問題をある程度考慮しないとイケないのかなと思えますが、その辺どうでしょうか。

町 長 公約がそのうち、任期中にできるのか、できないのかというようなことも含めた中で、執行者というのは、その任期中に全部仕上げなくてもいいんじゃないかなと思う。方向性をきちっと見いだして、将来実現できるっていうことも、私はそれも可能じゃないかなと思う。また、任期の4年の中で、

片付けなければならない問題もあるんじゃないかなと。そうでなければ、じゃあ、みんなやりかけた仕事最後までやらなきゃいけないっていうと、ずっといつまでもやらざるを得なくなっていくものです、この辺のところは議会の皆さん方に御容赦いただかないと、町長は言ったのに、4年間の任期のうちで仕上げなかったらおかしいじゃないかって、これもそうでしょうし、また、総合計画においても、将来へつなげていく、答弁の中でも、事業の連担性をどうしていくかというようなことも、やはり総合計画の、私は根本にあることの一つじゃないかなと思っております。

いろいろ公約と、また施策とは、必ずしも一致しませんし、公約したからというようなことで、全て施策で盛り込んでいくってというようなことも難しいかもしれませんが、私は、この間もある方にお話をさせていただいたのですけども、町長、この五つの公約の中で、どのくらい任期中にできるんだと。多分80パーセントぐらい可能じゃないかと。方向付けも含めてという話をしましたら、そんなもんだらうなというふうな評価もいただいたわけですが、鋭意努力しなければならないこともありますし、また、そういうようなことの中で、連担性ということの中で、総合計画は必要じゃないかなと思います。

最後、あれでしたら課長から。

企画財政課長 今、町長のお話ししたとおりだと思います。少なくとも、その任期の中で、全て提案した事業が、公約した事業が完成するということもあり得ないと思います。ですから、それを補償するために総合計画に盛り込んで、5年先、10年先、その公約が達成できるように計画を作るというのも考え方の一つだと思います。ただそれを、またもし別の方がトップになられて、それはおかしいから変えようというときは、当然、議会の議決が必要になってきますので、その中で議論していただいて、それが是か非かを討論していただくというような形でいいと承知しております。

1 0 番 よく分かりました。当町においては、総合計画を策定して、今のところ、そのように規定の制度に従って継続していくと。そして、第6次に当たるまでには、今までの蓄積した中で、改正するものは改正して、直すところは直して、第6次を策定していく。今現在の予定であるということで確認してよろしいですか。

企画財政課長 現在の第5次については、今、後期基本計画の作成に入っております。これは、もう10年間の計画として決まっていますので、もし、その計画期間内に、そのやり方を変えるということであれば、第6次になってきます。要するに、後期基本計画が終わった後、次の第6次総合計画を策定すると

きに、じゃあ改めてどういう形にしようかという議論になってくると思います。

以上でございます。

- 1 0 番 分かりました。そこで確認したいのは、先ほど私が言っているのは、もともとの作った法律がなくなって、総合計画という言葉そのものが法的にはなくなっている中で、法に遡って作る必要はないので、第6次を作るときには、やはりきちんと総合計画のあり方、構造、形式、議決方法、現在は議会の関与がありますし、それを賛成した私も一人でありますので、それが法的に、そのときはそういう状況だったのでいいんですけど、自治基本条例の中に、その総合計画の位置づけをきちんと定め、こういう形式でやるっていうことを定めるべきだというのは、私、最初からの持論なんですけども、第6次に入るまでに作るに当たって、自治基本条例に定めて、それで総合計画で、その下に個別の計画があって、全部それはそれに従って町は行政をやっていくんだっていうことをやるべきだと思っています。なぜなら、それがルールだからであります。そのルールをしっかりと決まっていながら、国の定めた計画だけを、さも国が言っているんだからってという言い方でやるのは、ある意味、町の行政をやっている人の、言い方悪いですけど、卑怯な論法になってしまうのかなと思うんですよ。自分たちが最上位の計画をしっかりとこういうものだ、こういうふうにするんだっていうことを決めた中で、初めて国の制度を取り入れるか。この34に作らなくたっていいのがあると思いますよ。努力義務でいいとか。

そういうのも含めて、計画するものと、減らすのなら減らして、それから自治基本条例と基本計画をしっかりと作れば、場合によっては、こんな34もなくても十分やっていけるんじゃないのかなと思って質問をしました。時間終わりました。終わります。